

魚津市告示第127号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について  
魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月20日

魚津市長 村椿 晃

別表に次のように加える。

ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位× 11/1,000
--------------------	--	-------	-------------------

別表備考中「令和3年厚生労働省告示第72号」を「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。